

彦根市立図書館の評価

1 はじめに

平成 20 年の図書館法改正により、図書館は運営上の評価とその結果に基づく運営の改善のための必要な措置を取るよう、また、運営の状況に関する情報を地域住民その他の関係者に積極的に提供するよう努めることとされました。さらに、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）においては、①当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を定め、②図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとされ、評価については、①目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、②図書館協議会の活用その他の方法により、第三者評価を受けるよう努めることとされたところです。

また、平成 29 年度第 1 回彦根市図書館協議会において複数の委員から、図書館の目標とその結果および結果に対する図書館の考え方について示してもらいたい旨の意見がありました。

これらのことを踏まえ、彦根市においても図書館の評価に取り組むこととし、平成 29 年度第 2 回および第 3 回図書館協議会において、評価項目や基準について検討をいただき、平成 29 年度の実績から評価を行うこととします。

2 彦根市立図書館の基本方針—『彦根市図書館整備基本計画』から—

図書館評価を行う際には、まず、その図書館の目指す姿やサービスを明確にし、それを実現するための方法を考える必要があります。本市では、平成 29 年 3 月に制定した『彦根市図書館整備基本計画』において、基本理念と基本方針（コンセプト）を次のように定めています。

基本理念 「一期一会の出会いを通して、本と人 人と人をつなげる文化・知の宝庫」

基本方針（コンセプト）

- (1) 本との出会いを通して、市民の課題解決を支援する図書館
- (2) 歴史あるまちとして、郷土の文化を守り伝える図書館
- (3) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育てる図書館
- (4) 心のやすらぎを与える居心地の良い図書館
- (5) 市民の活動・交流を通して、新たな出会いを発見できる図書館

図書館の評価は、この基本理念の基本方針に基づいて行います。

3 図書館評価の目的

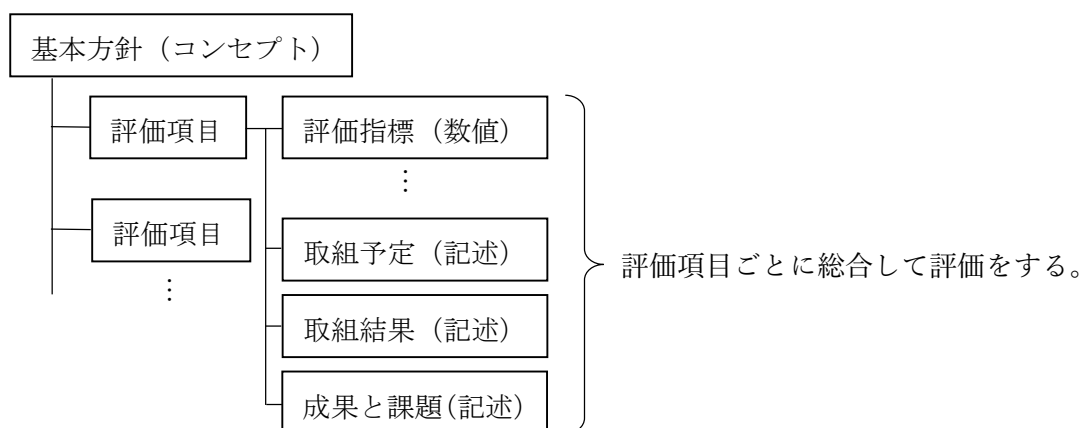
図書館評価は、行政経営の手法であるマネジメントサイクル「計画(Plan)⇒ 実施(Do)⇒ 評価(Check)⇒ 改善(Action)」を実行することで、図書館運営の評価とその結果に基づく運営の改善および図書館サービスの向上を図っていくことを目的とします。

4 評価の方法

4.1 評価項目の設定

基本方針ごとに複数の評価項目を設けます。まず、数値で評価できるものを評価指標（定量評価）とします。評価指標には、目標値を設定し、年度終了時の実績と比較します。次に、数値で表せないものは、「取組予定」、「取組結果」、「成果と課題」に分けて記述（定性評価）します。

定量評価と定性評価を総合して、評価項目ごとに次に示す評価の基準に沿って評価を決定します。



4.2 評価の基準

評価はA、B、C、Dの4段階とし、評価基準は次のとおりとします。

- A：目標を完全に達成し、想定を上回る成果があった。
- B：目標をおおむね達成し、想定どおりの成果があった。
- C：目標が達成できず、想定を下回る成果であった。
- D：着手できなかった。

4.3 評価期間

評価は1年度ごとに行います。また、彦根市総合計画後期基本計画の終了年次に合わせて、平成32年度に達成する中期目標を設定します。

4.4 評価シート

別紙のとおり評価シートを作成します。年度当初に目標と取組予定を記入し、評価

時に実績、取組結果、成果と課題を記入し評価を行います。

4.5 評価の方法

まず、図書館において評価（評価シートの実績、取組結果、成果と課題、自己評価に記入）します。次に、図書館協議会において図書館の自己評価の説明を行い、外部評価をお願いします。

5 年間スケジュール

- 4月～5月 当該年度の目標設定、前年度の図書館内部評価
- 6月 図書館協議会（当該年度の目標および前年度の実績と内部評価の説明）
- 8月～9月 図書館協議会（外部評価）
- 11月ごろ 評価の公表

6 公表

6.1 当該年度の目標

当該年度の目標は7月（図書館協議会終了後）にホームページなどで公表します。

6.2 前年度の評価

前年度の評価は11月ごろにホームページなどで公表します。

6.3 アンケート（後述）の結果

実施後、集計が終了次第ホームページなどで公表します。

7 図書館利用者アンケート

図書館利用者の満足度等を計るため、利用者アンケートを年1回以上行います。評価に偏りが出ないように、実施期間は夏休みなどの長期休暇を避け、平日、休日がどちらも含まれるように配慮します。

8 図書館協議会の位置づけ

評価の透明性・客観性を担保するため、自己評価とは別に外部評価が必要となります。本市では、図書館協議会を「外部評価機関」とします。

図書館協議会には、内部評価に関する説明や図書館へのヒアリングの機会を用意し、それらを踏まえて外部評価を行っていただきます。

外部評価の結果についても公表します。

9 評価方法の見直し

評価は経年変化を見るため、評価項目などについて一定期間変更しないのが通常です

が、取組当初は項目設定に対する検討も必要であることから、毎年、適宜見直しをするものとします。見直し期間終了後においても、時代の変化に合わせて適宜、見直しを行います。